

e-でんき for 日産 九州エリア版 電気料金メニュー約款 新旧対照表

2024年4月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・エリアごとの約款統合による条項の変更および記載項目の変更
- ・一部内容改定、適用単価の変更
- ・別紙2料金メニュー表の新設

2. 電気料金メニュー約款 (e-でんき for 日産 九州エリア版) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後		
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで九州電力送配電株式会社の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 <u>料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>		
第2条	5.FIT 電源 再生可能エネルギーの固定買取制度の認定を受けた発電設備をいいます。 6.非化石証書 非化石電源により発電された電気から、環境価値を分離し証書にしたものをいいます。 7.卸電力取引所 日本卸電力取引所が運営する電力の現物取引、先渡し取引などを仲介する市場をいいます。	第2条 第5項~第7項 削除		
第4条 第1項	1.e-でんき for 日産九州基本 B (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。  (4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X	1.e-でんき for 日産九州基本 B (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は以下のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="901 1680 1465 1736"> <tr> <td>九州エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> (4)電気料金 1月の料金は、 <u>別紙 2（料金メニュー表）</u> に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業	九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ
九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ			

円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

**(a)基本料金**

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭

**(b)電力量料金**

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 73 銭
120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 16 銭
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 07 銭

**(c)最低月額料金**

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	334 円 26 銭
---------	------------

者ごとに定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

**(a)基本料金**

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

**(b)電力量料金**

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

**(c)最低月額料金**

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙2（料金メニュー表）の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）の最低月額料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

**第4条  
第2項**

**2.e-でんき for 日産九州セット B**

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

**(4)電気料金**

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。た

**2.e-でんき for 日産九州セット B**

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は以下のとおりといたします。

九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ
-------	--------------

**(4)電気料金**

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金





	<p>算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 208 837 282"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>316円24銭</td> </tr> </table> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 389 837 649"> <tr> <td>120キロボルト時までの1キロボルト時につき</td> <td>17円73銭</td> </tr> <tr> <td>120キロボルト時をこえ300キロボルト時までの1キロボルト時につき</td> <td>23円16銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロボルト時につき</td> <td>26円07銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭	120キロボルト時までの1キロボルト時につき	17円73銭	120キロボルト時をこえ300キロボルト時までの1キロボルト時につき	23円16銭	上記超過1キロボルト時につき	26円07銭	<p>(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。</p>
契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭									
120キロボルト時までの1キロボルト時につき	17円73銭									
120キロボルト時をこえ300キロボルト時までの1キロボルト時につき	23円16銭									
上記超過1キロボルト時につき	26円07銭									
<p>第4条 第5項</p>	<p>5.e-でんき for 日産九州セットC (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>(4)電気料金 1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 1933 837 2007"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>316円24銭</td> </tr> </table> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭	<p>5.e-でんき for 日産九州セットC (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="901 1041 1474 1102"> <tr> <td>九州エリア</td> <td>標準周波数60ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたし</p>	九州エリア	標準周波数60ヘルツ				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭									
九州エリア	標準周波数60ヘルツ									

	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 82 銭	ます。
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 97 銭	
	上記超過 1 キロワット時につき	24 円 73 銭	

第 4 条 第 6 項	6. e-でんき for 日産九州低圧電力 (4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。		6. e-でんき for 日産九州低圧電力 (4) 電気料金 1 月の料金は、別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。	
	(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	
	契約電力 1 キロワットにつき	941 円 37 銭		
	(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1 に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。		(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。	
	夏季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	15 円 89 銭	
		上記超過1キロワット時につき	25 円 83 銭	
	その他季料金	契約電力×120 キロワット時までの1キロワット時あたり	14 円 33 銭	

上記超過1キロワット  
時につき

23 円 29 銭

新設  
別紙2  
  
料金  
メニュー  
表

新設  
別紙2 料金メニュー表  
1.九州エリア  
(1) e-でんき for 日産九州基本 B / e-でんき for 日産九州セット B

区分		e-でんき for 日産 九州 基本 B	e-でんき for 日産 九州 セット B
基本 料金	契約電流 20A	632.48 円	632.48 円
	契約電流 30A	948.72 円	948.72 円
	契約電流 40A	1,264.96 円	1,264.96 円
	契約電流 50A	1,581.20 円	1,581.20 円
	契約電流 60A	1,897.44 円	1,897.44 円
電力量料 金 (1k Wh につ き)	最初の 120kWh まで	17.82 円	16.91 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	23.25 円	22.06 円
	300kWh 超過	26.16 円	24.82 円
最低月額料金		335.34 円	335.34 円

(2) e-でんき for 日産九州基本 C / e-でんき for 日産九州セット C

区分		e-でんき for 日産 九州 基本 C	e-でんき for 日産 九州 セット C
基本 料金	契約容量 1kVA につき	316.24 円	316.24 円
電力量料 金 (1k Wh につ き)	最初の 120kWh まで	17.82 円	16.91 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	23.25 円	22.06 円
	300kWh 超過	26.16 円	24.82 円

(3) e-でんき for 日産九州 EV

区分		e-でんき for 日産 九州 EV
電力量料金 (1kWh につ き)	昼間時間	25.91 円
	夜間時間	20.91 円

(4) e-でんき for 日産九州低圧電力

区分	e-でんき for 日産九州

				低圧電力	
		基本料金	契約電力 1kW につき	941.37 円	
		電力量料金 (1kW h につき)	夏季料金	契約電力 ×125kWh まで	16.02 円
				上記超過	26.10 円
		その他季料金	契約電力 ×125kWh まで	14.46 円	
				上記超過	23.57 円